

令和7年度 八重瀬町農業用資材等臨時支援事業

～ 申込みに係る注意事項 ～

○補助額については令和3年3月と令和7年3月(基準日)の販売価格(税抜き)との差額の50%以内とする。

※予算の範囲内で補助率を調整することがあります。

※予算の範囲内での補助となりますのでご注意ください。

・基準日(令和7年3月)以降に販売価格が下がった場合は、値下げ後との差額が補助対象となります。

・基準日(令和7年3月)以降に値上げがあった場合でも基準日との差額が補助上限額となります。

○対象品目の価格改定に伴い、補助額に変動があります。

○令和7年度中に自らの農業生産に使用する分に限りませす。

○農業を営む者に該当しない場合は補助対象外となります。

○補助金は令和8年3月頃までに指定の口座に振込みます。

(補助金振込みの際は通知等を行いません。)

○本事業の趣旨を理解し八重瀬町及び各販売店からの調査等に協力すること。

○虚偽の申請や違反した場合等は補助金の返還となる場合があります。